

振り返りたくなる 風景がある

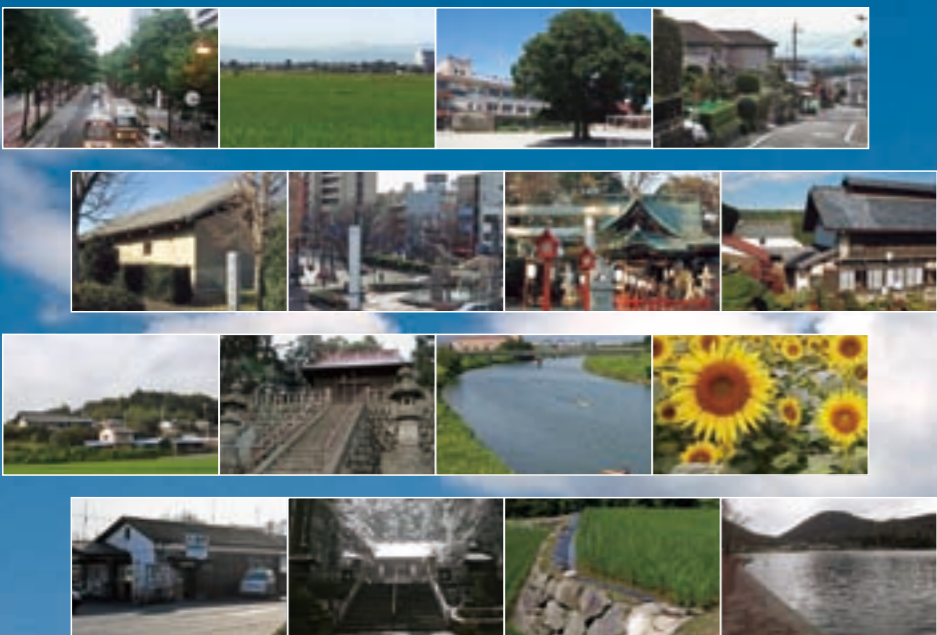
前橋市景観計画と前橋市景観条例

人が生きる風景を守り、はぐくむ。これにより、まちの個性や魅力を高めていくのが景観づくりです。

本市では7月1日(木)から「前橋市景観計画」と「前橋市景観条例」が施行されます。これは、国の景観法の施行や合併による地域の拡大、中核市への移行などから新たに策定・制定したものです。

まちの表情である景観。みんなで協力して、本市にふさわしい良好な景観を実現しましょう。

問い合わせは **まちづくり課** ☎8998-6974



市民に愛される赤城山

計画の理念

自然や歴史などに培われた景観や今後新たに創出される景観は市民共有の財産。整備・保全を行い、「振り返りたくなる風景」を後世に残していかなければなりません。

前橋市景観計画では、「人が生きる風景を守り、はぐくむ」を基本理念に、市民・事業者・行政が一体となった景観づくりを推進していきます。

計画の内容

市民の暮らしと寄り添うようにある赤城山。その赤城山を背景にした風景の保全が計画の中心です。大規模な建築物の建設の際に配慮を求める基準や、市民・事業者・行政それぞれが取り組むべき景観づくりの提案などを盛り込んでいきます。また、良好な景観づくりに重要な役割を持つ建造物や樹木を、景観重要建造物や景観重要樹木に指定するための方針を定めています。

■景観づくりの提案

〈赤城山百景づくり〉

チーム「赤城山百景」を立ち上げ、愛される赤城山を子ども

たちに受け継いでいきます。各地区自慢の赤城山のある風景の情報を集め、ホームページや展示会などで紹介していきます。

〈景観形成重点地区の指定〉

率先して守るべき景観資源のある地区を景観形成重点地区として指定。各地区が活動状況に合わせた段階的な取り組みを展開できる仕組みです。

■市民参加の景観づくり

各地区の植花活動団体や景観に関する勉強会など、良好な景観づくりへの寄与を目的に設立された団体を景観づくり市民団体として認定。アドバイスを送るなど活動を支援していきます。

■大規模な建築物などの審査

大規模な建築物などについて届け出が必要な行為を行う場合、景観類型ごとの景観形成基準に基づく審査を行います。

地区懇談会を実施

景観計画と景観条例の内容を説明する地区ごとの懇談会を実施していきます。その中で、景観計画に規定する行動計画の提案を行い、良好な景観づくりの実現を目指します。